

## 随意契約の相手方等の公表（随意契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 10 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る役務名  
富山県埋蔵文化財センター国営農地整備事業予定地区（富山市水橋辻ヶ堂ほか）の  
試掘調査業務
- 2 随意契約をした室課の名称及び所在地  
富山県埋蔵文化財センター 富山市茶屋町 206-3
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 3 年 9 月 9 日
- 4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称  
富山県富山市奥田新町 8-1  
公益社団法人 富山県シルバー人材センター連合会
- 5 随意契約に係る契約金額  
1,089,836 円
- 6 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する  
ため。